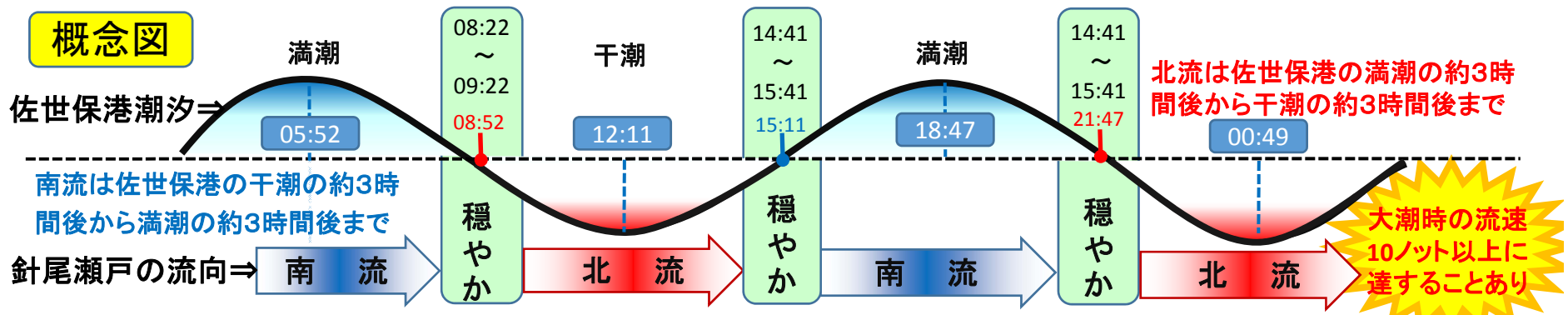


針尾瀬戸航法ガイド

航行の際には必ず海図(W1226号)を使用してください。



概念図



☆ 針尾瀬戸では、特に次の事項に留意しましょう！

- 1 事前に水路調査を十分に行い、海図(W1226号)に避険線を朱記しておきましょう。
- 2 夜間の通航はできるだけ回避しましょう。
- 3 不慣れな船舶や危険物積載船は、なるべく穏やかな流れ(憩流)の時に通航しましょう。
- 4 長大物件の曳航及び危険物積載船は、佐世保海上保安部(高後埼信号所0956-34-4137)に注意すべき事項を事前に確認して通航しましょう。
- 5 AISやVHF無線電話の設備船舶は、AISを正しく使うとともにCH16を聴守しましょう。
- 6 他の船舶の追い越しや並走はせずに通航しましょう。
- 7 安全、かつ、余裕のある範囲内で、次のとおり瀬戸の右側に寄って航行しましょう。
(海上衝突予防法第9条関係)
 - (イ) 南航船(佐世保港より大村湾に向かう船)は、オウドノ鼻側を航行しましょう。
 - (ロ) 北航船(大村湾より佐世保港に向かう船)は、赤崎側を航行しましょう。
 - (ハ) 20総トン数以上の船舶は、弁天島と名倉間のうち、南航船は弁天島側を、北航船は名倉側を航行しましょう。
- 8 注意を要する海域(黄色い網掛け箇所)付近では、わん曲部信号(汽笛長音1回)・応答信号(汽笛長音1回)を励行しましょう。(海上衝突予防法第34条関係)
- 9 遊漁船、釣船等が多いので通航時には総員配置とし、見張りを厳重にしましょう。
- 10 磯遊び、釣人等に注意し、自船の航走波を考慮して、安全な速力で通航しましょう。
- 11 海難に遭遇、または海難を視認した時は、速やかに佐世保海上保安部(局番なし118番)に通報してください。

佐世保港等船舶安全運航連絡協議会(針尾瀬戸水域分科会)